

委員会提出議案

地方財政の充実・強化を求める意見書（全員一致で可決）

【全文】 厳しい地方財政の現状の中、自治体は、医療、介護などの社会保障、子育て支援策の充実、児童虐待防止、生活困窮者自立支援、貧困対策、環境対策、地域交通の維持・確保、空き家問題など、その果たす役割が拡大し、より多く、また複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実的に公的サービスを担う人材不足は深刻化している中、人口減少対策に加え、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、近年多発している災害対策、防災・減災事業、被災地の復興、さらに物価高による市民生活の影響などの重要課題に取り組んでいかなければなりません。

自治体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、増大する財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかることをはじめ、持続的な地方税財政の充実・強化が不可欠であることは言うまでもありません。

とりわけ地方交付税は、自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものです。地方の財源不足の補填については、臨時財政対策債等の特例措置に頼るのではなく、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直し等を行うべきです。

よって、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取り組みを長期間にわたって実施していくため、政府に対して、地方交付税の総額を安定的に確保するとともに、地方交付税の財源確保機能と財源調整機能が十分機能するよう、地方交付税の維持・拡充をはじめ、地方財政の一層の充実・強化を図り、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災、減災、脱炭素化対策や地域活性化対策に向けた取組、デジタル化対策、物価高騰対策、地方公共交通の再構築などの増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保、充実を図ること。
2. 減税施策を行う際は、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなど、地方財政に影響が出ないよう特段の配慮を行うこと、また影響が生じる場合には補填を考慮すること。
3. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として税源配分すること。
4. 会計年度任用職員については、引き続き処遇改善や雇用確保が求められることから、所要額の調査を行うなど、財政需要を十分に満たすこと。
5. 地域経済の持続可能性を確保するために、地方自治体が実施する事業において、適切な労務費水準を反映した事業費を設定できるよう、必要な財源措置を講ずること。
6. デジタル人材確保への支援及び自治体デジタル業務システムの標準化については、移行に伴うシステム改修費及び移行後のランニングコストを含め、地方自治体の負担増とならないよう財政支援を行うこと。また、自治体DXの進展に伴い発生する各種制度改正への対応や人件費の増加についても、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
提出先＝衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

請願の審議結果

▶地方財政の充実・強化を求める請願＝意見書が可決されたことにより、みなす採択となりました。

補正予算

▽令和7年度館林市一般会計補正予算（第3号）

1億816万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325億3162万5000円とするもので、全員一致で可決されました。

報告

▽令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

について地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき判断指標において、まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、

が黒字であることから赤字比率はなく、次に、実質公債費比率は5.9%、将来負担比率は81.9%であり、また、公営企業会計における資金不足比率は、資金不足額がないため、資金不足比率は生じていないことから、全ての指標において、国の判断基準以下の数値となっていたとの報告がありました。

令和6年度決算

▽令和6年度館林市歳入歳出決算の認定について

一般会計の決算の概要は、最終予算額345億8876万4924円に対し、歳入決算額は348億299万9027円で、予算に対する収入率は100.62%です。

また、歳出決算額は325億4084万5047円で、その執行率は94.08%となり、歳入歳出差引残額は22億6215万3980円となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源3825万7135円を差し引いた実質収支額は、22億2

389万6845円で、このうち17億円を財政調整基金に積立てし、翌年度へ繰り越すべき財源を含む5億6215万3980円を、翌年度へ繰り越しました。

特別会計の決算は、国民健康保険特別会計が、歳入74億2556万9593円、歳出73億5801万8805円。介護保険特別会計が、歳入70億2633万5076円、歳出67億5232万4439円。後期高齢者医療特別会計が、歳入12億749万8164円、歳出12億6131万3013円で、いずれの特別会計も黒字決算となりました。

賛成・反対それぞれの立場から討論が行われ、採決の結果、賛成多数で認定されました。

▽令和6年度館林市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度の未処分利益剰余金については、前年度繰越利益剰余金123万4732円に、当年度純利益1億4455万71159円を合わせた、

1億4579万1891円で、このうち、1億2900万円を減債積立金に、1600万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立て、残額の79万1891円を翌年度へ繰越利益剰余金として処分することについて、地方公営企業法第32条の規定により、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽令和6年度館林市下水道事業会計決算の認定について

収益的収支における消費税込みの収入額は15億7835万5947円、支出額は13億9595万3711円で、消費税調整後の損益計算書上の純利益は1億4455万71159円となり、資本的収支においては、消費税込みの収入額は5億8879万4710円、支出額は11億1732万1391円で、資本的収支における不足額5億2852万6681円については、損益勘定留保資金等で補填したもので、採決の結果、全員一致で認定されました。